

平成30年第2回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月14日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 平成30年6月14日
午前 9時00分
1. 閉 会 平成30年6月14日
午前11時07分
1. 出席委員
委員長 山本 英明
副委員長 井関 陽一
委員 中村 一雅
委員 竹崎 幸仁
委員 源 正樹
委員 菊池 純一
委員 中村 敬治

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

- 生活福祉部長
兼福祉事務所長 藤井 兼人
福祉課長 上中 保博
長寿介護課長 浅野 幸彦
子育て支援課長 松田 禎子
市民課長 大森 寿和
税務課長 浜田 直浩
環境衛生課長 佐々木 邦仁
健康づくり推進課長 沖村 智
福祉課長補佐 長野 静香
長寿介護課長補佐 竹内 克也
長寿介護課保健師長 井上 理恵
長寿介護課係長 柴田 直樹
子育て支援課長補佐 岩本 博文
子育て支援課係長 清家 昌弘
市民課係長 大内 俊二
市民課係長 二宮 夕子
市民課係長 野本 伸治
人権対策室長 森川 圭三
環境衛生課長補佐 大塚 義導
環境衛生課長補佐 細谷 涼子
医療対策推進室長 河野 千恵香
健康づくり推進課長補佐 松本 豊和

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 議案第74号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第75号 西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第76号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
議案第77号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第79号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)
議案第80号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第81号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第82号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前9時00分

○井関副委員長

これより、平成30年第2回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○山本委員長

委員長が挨拶を行う。

○井関副委員長

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願いたします。

○藤井生活福祉部長

藤井生活福祉部長が挨拶を行う。

○井関副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

これよりの進行は委員長をお願いいたします。

【福祉課】

○山本委員長

それでは、これより本日の会議を開きます。

まず、議案第79号「西予市一般会計補正予算（第1号）」福祉課所管分を議題といたします。

上中課長の説明を求めます。

○上中福祉課長

それでは、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、福祉課所管分についてご説明申し上げます。

まず、予算書の18ページの上段をごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に福祉課職員のうち、管理職2名と社会福祉係2名の職員給与費が計上されております。所管課の職員には異動がありませんでしたので、事業概要欄の職員給与費（社会福祉総務費）1022万1000円の減額は、各支所の生活福祉課職員の異動によるものでございます。なお、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業571万2000円の減額については市民課所管となりますので、この後委員会の中で市民課長よりご説明がございました。

次に18ページの下段から19ページの中段までをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害福祉費の障がい者福祉庶務事業の183万7000円の増額でございますが、これは職員の産前・産後休暇及び

育児休暇取得のための代替職員の任用に係る経費を計上したものでございます。また、職員給与費（障害福祉費）3万5000円の減額でございますが、人事異動によるものでございます。障がい福祉係は4名であり、人員数に変動はございません。

最後になりますが、20ページの下段から21ページの上段にかけてをごらんください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費の職員給与費（生活保護総務費）142万7000円の減額でございますが、これも同じく人事異動によるものでございます。生活保護係員は5名であり、人員数に変動はございません。

以上で議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、福祉課所管分のご説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○山本委員長

上中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第79号「西予市一般会計補正予算（第1号）」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時06分）

【長寿介護課】

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前9時08分）

次に、議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題

といたします。

浅野課長の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

今回の改正は「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「介護保険施行規則等の一部を改正する等の省令」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。このたびの法改正により、高齢者や障がい者がともに利用できる共生型サービスが平成30年度から創設されることに伴い、全国的に人材不足が深刻化している訪問介護事業、ホームヘルプサービス事業でございますが、において、訪問介護員、ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して行うサービスのうち、調理、洗濯、掃除等の家事、いわゆる生活援助中心型の訪問介護については、担い手を確保するために資格基準が緩和されたものでありますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供するものについては、今回の資格基準の緩和は適用されず、従来どおりの取り扱いとするための所要の整備を行うものであります。なお、参考ではございますが、西予市では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を行っている事業所は現在ございません。

以上で、議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で浅野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関副委員長

人員確保のために規定を下げるということをおっしゃいましたが、今の現在の状況と申しますか、人員的な今の把握されている中で人員が足りている、足りていないというところがわかりましたらお願いしたいと思います。

○浅野長寿介護課長

実際のヘルパー事業所等の現在の運営に関する人員の過不足に関しましては、具体的な数値は現在持ち合わせておりませんので、また精査、調べさせていただきまして、後ほどご報告させていただけたらと思うんですけども。一般的にこの更生法の改正に至る経緯につきましては、ヘルパーの事業所、特に生活援助等の部分の下位な部分について、担い手が減少してるということは、会議の連絡会等の中で、実際、担い手が減少してるという状況は、それぞれケアマネさん、事業者から聞き伝わってるのは確かでございます。詳細につきましてはすいません、今持ち合わせておりません。

○山本委員長

また、浅野課長後ほど資料、構わなければ提出をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第77号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」長寿介護課所管分及び議案第82号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正

予算（第1号）」について、関連がありますので一括議題といたします。

続けて、浅野課長の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいてご説明申し上げます。

補正予算書18ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の8万2000円の減額補正でございます。事業概要にありますように、介護保険特別会計繰出事業34万7000円の減額と職員給与費26万5000円の増額分との相殺額となっております。ともに今年度の人事異動に伴う増減であり、職員給与費（老人福祉費）につきましては、管理職3名分、高齢者包括ケア係3名分、計6名分の予算が計上含まれております。職員数に変動はございません。また、介護保険特別会計繰出事業につきましては、後ほど介護保険特別会計補正予算の際にあわせてご説明させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の長寿介護課所管分についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第82号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。補正予算書7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費34万7000円の減額補正でございます。この減額の理由といたしましては、今年度の人事異動に伴う職員給与費、その中で、給料の減額が主要因でございます。人員に変動はなく、介護保険係7名分の予算を計上しております。

次に、歳入でございます。前ページの6ページにお戻りください。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、2その他一般会計繰入金、職員給与費等一般会計繰入金として、歳出補正額と同額の34万7000円を減額計上させていただきます。これも人事異動に伴う対応でございます。

以上で、西予市介護保険特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

以上2点よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

浅野課長の2点についての説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

ただいまの説明とは直接関連はないんですけども、私も以前厚生常任委員会の委員を2年ほどやっておりましたけれどもちょっとあい中飛んだもんですから、現在の状況がわかりづらいんですけども。市内の介護サービスの事業所というのはどのぐらいの数があつて、定員がどのぐらいなのか。それから、いつも言われますが、なかなか入れないというようなことを聞いておりますが、待機というか、重複しとるんだろと思うんですよ、あつちもこつちも申し込みをされておるんだろと思うんです。その辺あろうと思いますが、待機待ちの人がどのぐらいおられるのかなということに関連質問といいますか、ちょっとわかりづらいかもしれませんけど。

○山本委員長

浅野課長。直接関係ないんですけども、答えれる範囲で簡潔にお願いします。

○浅野長寿介護課長

サービス事業所、介護保険事業所施設等は、さまざまな種類がございまして、例えば一般的に特別養護老人ホーム、特養と言われておりますけども、その分、また最近旧宇和病院跡地に整備いたしました地域密着型、これ29人以下の特別養護老人ホームなんですけども。そういうふうものを含めて、例えば老人保健施設等も含めて、かなり多岐にわたっておりまして、一つずつ説明するのは厳しく、しかねるんですけども、現在の待機者の状況につきましては、直近の数字につきましては、今年の3月に介護保険事業計画第7期を策定させていただいております。その中で、具体的に掴んでる数字につきましては、直近では特別養護老人ホームにおきましては、クラウドシステム、西予市で事業者が入っていただいているものを参考としてとさせていただくとるんですけども、現在の待機者につきましては、60から70人ということで認識いたしております。それぞれの事業所につきましてはそれぞれ運営事業所が把握いたして

おりまして、直近の数字ということでは今つかんでおりませんが、ご必要でありましたら事業所に確認することもできますし、その点また報告もさせていただけたらと思います。ただ、待機者の解消につきましては、今度第6期で地域密着型特別養護老人ホーム29人、それから老健施設、市が運営してます老健施設、つくし苑で20床の増床をいたしております。その中で、かなり待機者数につきましては、その二つだけでおおむね50床の解消をさせていただいておりますので、その待機者につきましては、還元できてるものと思っております。

○中村敬治委員

ありがとうございます。大体、介護施設というのはわかりましたんですけども、とかく今認知症がふえておるということも、いつも聞くわけですけども、認知症のそういう方は、実際西予市内にどれぐらいおられて、人数がどういう動向をたどっておるのかなと思うんですけど、わかる範囲をお願いします。

○浅野長寿介護課長

直近の数字を報告させていただけたらと思います。

30年3月の時点の数字で、認知症と思われる方2,115名を把握いたしております。実は一昨年の数字は2,300代だったんですけども、30年4月から総合事業というのが開始いたしております。その中で、介護申請を受けずに、サービスが受けられてるといこともございますので、軽度の方に関しましては、今までその介護申請をした中での自立等のある程度水準から数字をとってたんですけども、その分で軽度の方が減少しとる状況がどうも生まれてるようでございます。また200ぐらい前年度に比べて減ってますけども、実際の認知症と思われる方どれぐらいだという形の数字を聞かれた場合に、あくまでもこの介護申請に伴う数字であって、本来は、4,000から5,000人ぐらいおられるんじゃないかと推測してるところでございます。

○藤井生活福祉部長

少し補足をさせていただきますと、今、こういう介護保険に関する詳細なパンフレットをつくっております。ここの中には介護保険制度ということがわかりやすく表現をしているんですが、その中に市内の事業所の一覧をこうやって載せてござ

いますので、これまたことしの7月に新しくなります。全戸配布をさせていただきますので、また、こちらを見ていただければいろいろとおわかりいただけるかと思っておりますので、ぜひともごらんになっていただけたらと思います。

捕捉として、ご説明いたしました。

○山本委員長

ほかに質疑、補足等ございませんか。

○浅野長寿介護課長

先ほど私からの発言でちょっと訂正させていただきたいことが1点ございまして、総合事業の移行時期につきましては、全国的な形の一斉というのは30年4月ということ認識してるんですけども、西予市自体は28年2月から県下に先立って移行はさせていただいております。その影響もあろうかと思うんですけど、その移行時期を勘違いされたらいけませんので訂正をさせていただけたらと思います。

○中村敬治委員

6月9日に議会と市民との意見交換会が、田之筋地区の公民館であったわけなんですけど、地元の方25名ほど参加されておられまして、議員は班員として7名行ったわけですけど。そこで地元の方から、医療費もどんどん上がって、非常に財政状況悪くなっている中で、健康寿命を伸ばす方法として、紹介があったのは、田之筋地区で市からの補助、地域おこしじゃなしに、交付金事業で取り組んでおる会員が5、60名おって、常時参加する人が30人ぐらい参加してもらって、フレイルにならないようなフレイル予防運動を中心に取り組んでいると。やってみるといいと、これ、兵庫県のほうでかなり取り組んでおられるというような紹介があったんですよ。そういうことで、提案の趣旨というのは、主としてそういうフレイルにならないようにしっかりとその予防運動を市として、取り組む体制作りをしてもらいたいと。議員も議会もそういうことを支援してほしいという強いご意見がありまして、それはそのとおりで、当然国としてもいろんなそういう財政が逼迫して、その団塊の世代が2025年をピークとしてそういうことになってきよるといこと、何か打つ手はないかなということを考えて、国としてもおられると思うんですが、国と言うんじゃないしに市で、全市民的な取り組みをぜひ進めてほしいというのがご提

案された方の強い要望だったわけです。ですからそういうやり方はいろいろあろうと思うんですね。運動に限らず、趣味とかいろいろ今までやられておることが延長線じゃろうとは思うんですけども、それを市として音頭取りをして、フレイルにならないような長寿、健康寿命を延ばす方法を展開する時期に来ているんじゃないかというような意見がありましてまず議会としても、しっかり中で十分吟味する必要があるんじゃないかなと思っておるところなんですけれども、市としてもそういうことを何らかの形で今後取り組まれるお考えがあるのかどうか。どう考えられるのか、そういうフレイルに対してですね。どう取り組む考えがお持ちでしょうかと思ひまして、お尋ねいたします。

○浅野長寿介護課長

的をえとる答えになるかわかりませんが、私どもとしましては田之筋地区の名前が出ましたけども、西予市宇和町の中でも、西予市の中でも健康づくりの活動が熱心な地域だと認識させていただいております。私ども長寿介護課といたしましても、元気な高齢者づくりが最大の使命だと思っております。その中でやはり、介護サービスに頼らない元気な高齢者づくりのために、やはり介護予防に力を入れていきたいと、今現場も含めて取り組んでるところでございます。その中で、介護予防サポーター事業とか、具体的に西予市の中で、地域を拾いまして、活動を行っているのもあります。認知症施策に関してもそうでございます。その中で、なかなか一度に広がるというのは厳しいかもしれませんが、なるべく地域に向いて、体を動かして、皆さまといろいろと話し合いながら活動しながら、広げていけたらいいなと思っております。健康寿命というのは、元気な高齢者がふえれば、必然的に健康寿命が上がっていくものだと思っておりますので、またそこら辺の施策についてのご意見等々、ご助言いただきましたら、反映させてまいりたいと思ひます。1番にやはり元気な高齢者をつくっていくのが私どもの仕事だと思っておりますので、その点ちょっと強くアピールさせてもらったらと思うんですけども、またよろしく願いいたします。

○山本委員長

幅広い話題になりましたけども、質疑はござい

ませんか。

○中村一雅委員

先ほど課長からつくし苑のことを少し触れられましたので、きょう昼から所管事務調査つくし苑行きますけれども、ちょっとそのことについてご質問させていただいたらと思います。

先ほど20床増床でしたかね、ということがあって、この春から稼働していると。現況聞きましたら満床になっていないような話を聞きました。待機者が6、70人いて地域密着型で29名、それからつくし苑で20床増床すると、数字の上では、待機はほぼ解消されるのかなみたいな見込みであるにもかかわらず、つくし苑が満床にならないのは、率直に、素朴になぜなのかなということ。

それから、職員について、つくし苑は年々に介護度が重症化しているので、よりきめ細かいサービスするためにはもう少し人員を増強したほうがいいのではないかという意見がありました。一方で国の人員基準は満たしているので、今のまま少数精鋭でいってもいいのではないかという話もあった。行政としては、そこら辺のところをどのようにとらえていらっしゃるのかお聞かせいただいたらと思います。

○山本委員長

暫時休憩します。(休憩 午前9時33分)

○山本委員長

再開いたします。(再開 午前9時34分)

○藤井生活福祉部長

先ほど中村議員からいただきましたご質問につきましては、所管が医療介護部になりますので、私どもからは控えさせていただいて、午後から所管調査でつくし苑にまいりますので、その際に、職員の担当職員にご質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長

非常に幅広く話題が出てよかったと思ひます。

以上で質疑を終結いたします。

まず、議案第79号についてお諮りをいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり

可決することに決しました。

続きまして、議案第82号についてお諮りをいたします。

議案第82号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時35分）

【子育て支援課】

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前9時48分）

次に、議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場において、その健全な育成を図るものでございます。

当市における放課後児童健全育成事業につきましては、社会福祉法人が運営する施設が7箇所、株式会社が運営する施設が1箇所の合計8箇所です。学童保育を実施し、5月1日現在で300名の児童が利用しております。

本事業は、事業者が市内で放課後児童健全育成事業を実施する際、遵守しなければならない設備及び運営に関する基準を定めたものであり、このたび、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い条例改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、放課後児童支援員の資格要件を明確にするため、教育職員免許法上

の免許状を有する方を対象とするほか、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めた者を対象とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第75号「西予市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を続いて求めます。

○松田子育て支援課長

議案第76号「西予市保育所条例の一部を改正する条例改正の制定について」ご説明を申し上げます。

市内保育所の設置状況は、平成30年4月現在、公立であった多田・石城保育園の2園を民間移管し、加えて、認定こども園、事業所保育施設の開設に伴い、公立保育施設は6施設、民間保育施設は10施設となっております。本市が設置する高山保育所につきましては、西予市公立保育所のあり方に関する方針に基づき、保護者や地域住民からの要望等を鑑み、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、施設の老朽化や災害対策に伴う新築移転も含め、民間への経営移譲について検討を進めてまいりました。

先般、市内の社会福祉法人を対象に民営化に伴う運営法人の公募をいたしました結果、一法人の応募があり、4月19日に西予市公立保育所民営化

移管先法人選定委員会において審議され、移管先候補となる社会福祉法人が決定いたしました。

今後、平成31年4月1日の保育所開設に向けて、所要の進める必要があることから、平成31年4月1日を施行日として、本条例の一部を改正するものであります。なお、高山保育所の新築移転先は、旧高山小学校跡地とし、移管先である社会福祉法人が建設を行い、新築された保育所での供用開始は平成32年4月を予定しております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関副委員長

民間に移譲されるということでございますが、移譲した上は西予市としては関係ないのかもしれませんが、運動場がなくなるという話を聞いてるんですが、その今後運動場として確保できる予定地とかは想定されてますか。

○松田子育て支援課長

保育所を設置する上におきまして、施設の認可基準がありますので、全くなしというふうな保育所はつくれないようになっておりますので、2歳以上の子どもの数を勘案した設置基準に合わせた運動場は用意するようになります。それが、それ以上に広いか、狭いかというのは、その敷地との関連になるかと思うんですけれども、それと横に体育館がありますので、いろいろな雨の日もあります、雪の日もありますので、そういうふうなところとかあるいは大きな行事をするようなときにはその体育館も利用するというふうな想定であります。

○井関副委員長

運動場、狭くても用意するということは、高山小学校跡の中に用意されるということですか。

○松田子育て支援課長

うちのほうで細かなことを決めるわけではないので、建設は、社会福祉法人が行うことですので、うちのほうで何かとこういうふうについていう想定は今できてないのが実情です。ただうちの場合は、設置基準としては、運動場が全くないというのはできないというふうなことしか、お答え

できないんですが、申しわけありません。

○中村敬治委員

直接この条例制定については関係ないんですけれども、参考までに、ちょっとご説明願ったらと思うんですが、今ある高山保育所の跡地ですよ。国道378に隣接して、急傾斜地崩壊危険区域の裏山を抱えておりますけれども、昔、宇和高校の高山分校もあったところなんです、非常に位置的には非常にいいところなんです、西予市としては、後土地利用をどのように考えられているのかなど。地元から何か具体的にこうしたい、ああしたいというふうな要望などあれば、わかる範囲で説明願ったらと思いますが。

○藤井生活福祉部長

高山保育所の跡地利用につきましては、今のところ具体的な検討はまだ行っておりませんが、32年からは新しいところで開始されますので、それまでには地元の方々の意見を聞きながら、今後どのように活用していくかは、今後の検討でございます。

○菊池委員

西予市の保育所ということではちょっとお尋ねしたいんですが、多田と石城が今年からあれになりましたね。4・5・6、3箇月ですけど。何か不協和音と言ったらあれですけど、スタートしてから、その間で何かこう問題点が出てないでしょうか。

○松田子育て支援課長

特段大きな問題点については、市にも情報が入っていないんですけれども、今後の計画といたしましては、保護者の方に今の園の状況だとか、職員の状況だとか、そういうのを含めたアンケートをお取りさせていただいて、それを第三者委員会、その後の民営化をどういうふうな運営がなされているか、どんなふうな意見があるかっていうことを保護者の代表の方も一緒に入らせていただいて検討していく予定にしております。

○源委員

旧高山小学校跡地に移転されるということだと思うんですが、現在、明浜庁舎が同じ敷地内に建ってるかと思えます。土地、要は高山小学校跡地は当然市有地になると思うんですけど、そこに建築される際、例えばその土地の一部譲渡という形になるのか、もしくは無償貸与みたいな形になるのか、もし想定されているようでしたらそのあた

りはどうなのかということをお教えいただければと思います。

○松田子育て支援課長

保育所を新設する場合、民間が建てる場合には、国の整備事業を使ってやりますので、当然建物自体は民間のもの、土地は無償貸与でないと設置基準というか、補助を受けることができないため、無償貸与という形です。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」子育て支援課所管分を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

○松田子育て支援課長

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算」についてご説明を申し上げます。

予算書の20ページ上段をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費について607万円の増額補正でございます。まず初めに1目児童福祉総務費につきましては、4月1日付の人事異動により1名欠員となりました。しかし、保育所、幼稚園に関して台帳、電話等による相談や事務処理も多く、職員の事務補助として臨時職員の任用が必要となり、社会保険料及び賃金として174万7000円を増額補正したものです。

同じく20ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費と合わせて33ページ、10款教育費、4項幼稚園費をごらんください。

幼稚園職員2名が保育所へ異動したことなど、人事異動による幼稚園給付費を1284万5000円減額し、保育所費として、他の人事異動等にかかわるものとして432万3000円を増額補正したものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時04分)

【市民課】

○山本委員長

再開いたします。(再開 午前10時20分)

次に、議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

大森課長の説明を求めます。

○大森市民課長

それでは議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

西予市では、国民健康保険財政の健全化を図るため、平成25年度に国保税の改定を行い、その後4年間は税率据え置いて運営を行ってまいりました。

しかしながら、被保険者の減少により保険税収入は年々減少しており、その一方で、高齢化の進展や医療技術の高度化により1人当たりの医療費が増加していることから、国保会計は慢性的な赤字が続き、一般会計からの繰り入れにより対処する厳しい財政運営が続いております。こうしたことから、国民健康保険の健全な運営を図るため、国民健康保険税率の改定を行うものであります。

送付しております説明資料の1をごらんください。まず被保険者の状況でございますが、加入世帯は約200世帯、被保険者数は約500人、毎年減少

しております。次に、国民健康保険特別会計の決算状況でございますが、平成25年度の国保税収入は9億7235万1000円でございますが、平成29年度決算見込みでは8億1500万まで減少しております。平成30年度の当初予算におきましては、7億5154万7000円を計上しているところでございます。

また、一般会計からの繰入金、法定外繰り入れでございますが、平成26年度から平成28年度までは1億円を超える決算額となっております。平成30年度におきましても、5306万7000円を当初予算に計上しております。

次に、保険給付の状況でございますが、被保険者数は年々減少しておりますが、平成25年度から平成28年度までは38億を超える状況で、1人当たりの保険給付費は年々増加しております。

さて、平成30年度の事業運営における国保税の必要見込み額でございますが、国民健康保険の事業予算は50億8068万6000円となっております。歳入のうち、国保税以外の県支出金等の収入見込み額は42億7607万2000円で、残りを国保税で補うとなれば、8億461万4000円が必要となります。調定額で言うと8億3814万円ということになります。現行の税率で言いますと、賦課総額、調定額でございますが、7億7909万5000円ですので、保険税の不足額は5904万5000円となります。このような現状から、今回の改定につきましては、国民健康保健事業の安定した運営を図るため、平成30年度の一般会計からの繰り入れ解消を含めた向こう2箇年の財源確保を図るものでございます。

資料2をごらんください。改定に当たりましては、医療分、後期分、介護分をそれぞれ改定することとし、改定による保険税の賦課総額、調定額でございますが、8億6269万2000円を予定しております。改定内容につきましては、平成30年度の課税データにより試算し、1人当たりの平均で年額7,700円を引き上げ、7万9400円程度とするものでございます。

以上で、議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○山本委員長

大森課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

ことしの4月から国保の運営主体が県になったはずなんです、それぞれ財政基盤の安定とかいうことでどこからも反対も多分なく、愛媛県全体で一本化されたんだと思いますが、そうなった場合に県のほうからどういう考えで、こういうように組みなさいよというような、当然、運営主体が県ですから、県から、いろいろ市町村のそれぞれ台所の事情があろうと思いますけれども、基本的な考え方として、どういう指示というか指導とか、そういうものがあって、そして西予市であれば納付金もう既に決まっておるのかなど。納付金が決まればここで1人当たり30何万円として医療費がありますよね。32万円とか、30年度では35万5000円ですか。こういう高額な医療費になっておるわけですけども、これが県下全体で西予市の立ち位置がどうなんかちょっと私もわかりませんが、要するにそういう状況を踏まえて、西予市ではこういうように取り組まないかんというようなことになっておると思いますが、県の方針みたいなものが示されておるのであれば、その辺の方向をちょっと説明願ったと思います。

○大森市民課長

ご存じのように、平成30年4月から国民健康保険は、県下統一、広域化になっております。広域化のメリット、デメリットいろいろあるわけなんです、県で統一されております。国民健康保険はご存じのように小規模の保険者が結構多く、財政が不安定になりやすいこと、また被保険者の年齢構成が高いということがありまして、反面医療費が高いということで所得水準が低く、保険料が少ないといった構造的なことが問題化されております。こうしたことから、国保制度におきましては保険者を愛媛県に移しまして、国保の財政支援を、国からの財政支援を拡充することにより、財政基盤を強化するということと、愛媛県としては財政運営の責任主体として中心的な役割を担っております。市町村はこれまでどおり、地域住民との身近な関係の中、資格管理や保険給付また保険料率の改定、今回保険料率の改定でございますが、賦課徴収、保健事業など、今まで通りの事業を行うこととなっております。その中で、新聞等でご

存じの方もいると思うんですが、愛媛県では各市町に標準保険料というのを示されております。ただこれは、統一ということはないで、近い将来統一という話は出りますが、現段階ではその方向性がまだ示されておられません。ということで、現在のところは今までどおり市町村で今回の税率を決めて、事業を運営していくということになります。ただ、県からその納付金が示されておりますので、その納付金を保険税で賄うために標準税率というのを示されておまして、今回、標準税率に近づけるためにも保険税の改定をするものであります。

○中村敬治委員

この資料1の表を見ますと、一般会計からの繰入金ということで、乱高下ありますけれども、多いときは1億6500万とか、昨年度は2000万とか、非常に乱高下ありますけれども、いずれにしろ毎年数千万の一般会計からの繰入金を繰り入れられて何とかバランスを保つというような状況なんです。これについて、やはり一般会計というのは広く市民から集めた税金をこういう国民健康保険の加入者にだけ限ってそれを使うと。これをいつまで続けるのか。こういうことは国民健康保険に入っていない人から見たときには、極めて不公平感はないと思います。そういう点について、どのような見通しを持っておられるのでしょうか。

○大森市民課長

一般会計からの繰入金なんです、国民健康保険基金というものがあまして、保険給付の約5%を基金に積み立てなさいという目安は示されております。ということで、平成28年度の決算見込みで約1億6000万の基金によりまして、平成29年度におきまして、積立ますと約1億8000万という基金の見込みになりますので、この基金見込みがだいたい示されております5%という基金が保有することになりますので、今後におきましては一般会計からの、保険税率もし改定を認めていただければ、繰り入れなしで事業組みが行えると思っております。

○中村敬治委員

先ほど資料2でも説明がありましたように、介護保険税もアップということだと思いますがね、これ。年金から徴収されておるわけですよ、高齢者の人なんかはですね。ということで、どん

どん上がっていくと、非常に生活する上で、どうなんかなという気がするわけです。65歳以上の人ですけれども、こういう低所得者にはそれなりに軽減措置があると。高所得者には増額があるというようなことで、ことしからさらに引き上げ、高所得者は8月からは3割ぐらい取るとか言われておりますし、平成15年からは2割ぐらい取るとい人も出てきておりますが、そういう人の人数が、どういう割合に想定されておるんですかね。

○大森市民課長

今の中村議員が言われました介護分、これは介護保険料じゃなくて、40歳から64歳の若い世代の介護保険料、介護支援分という形になります。介護保険料とはちょっと意味合いが違いますので、その点だけご了解願いたいと思います。軽減世帯とかほかの世帯の割合なんです、資料2の中にあります。まず、軽減なし世帯につきましては、現在のところ29%になっております。世帯数でいうと1,985世帯。その下段の2割軽減世帯が約12%、774世帯。その下の5割軽減世帯、Cのところなんです、1,121世帯、割合でいうと17%になります。その1番下が1番多くて、7割軽減世帯、2,872世帯、率にして約42%という数字になります。

○中村敬治委員

西予市では、今度改訂されて、平均的なところで1世帯当たりどれぐらいになるんですか。額としては。ここにいろいろ書いてありますけれども、介護いうのはないけど、これ医療のところには金額入るとるが、何ぼになるんですか。平均的な世帯では。介護保険というのは。

○大森市民課長

介護保険料は長寿介護課がやっております介護保険の分野ですので、こちらでは資料を持っておりません。

○菊池委員

被保険者状況というのを見たら、これあからさまにわかるんですけど、加入世帯数が平成25年から順次、200世帯ぐらいずつ減って、被保険者数というのが約500名ずつ、1人当たりの保険給付費というのは、右肩上がりであがると。多分この自治体もそういう傾向が強いんだと思うんですけど、1人当たりの保険給付費を下げっていくことを考えんといかんと思うんです。そのときに、全国の自治体見たときにそういう努力して

先進地というの多分あると思うんです。多分そういうことを研修されたと思うんですけど、西予市としては、この傾向を少し緩和するというか、打破まではいかなくとも、緩和していく上で、将来的に努力目標とか、施策とかそういうの考えられてますかね。

○大森市民課長

確かに医療給付は年々上がっておりますが、その削減を当然していかなければならないと思います。現在西予市におきまして、ご存じのように特定健診を国民健康保険並びに後期高齢者の被保険者全て対象としてやっております。その中で健康づくり推進課が主体となりまして、40歳から74歳を対象にしたメタボの習慣病の予防とか、糖尿病の重症化予防、また、国民健康保険でいえば、医療費通知とか、ジェネリック医薬品の普及啓発に取り組んでいくために、その啓発の通知を国保対象者にやっているところでございます。

○菊池委員

いろいろな指導を熱心にされてるのは、実際に自分も受けているんでわかるんですけど。その効果はどうか。数字的に出てますか。その効果が。

○山本委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時37分）

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前10時37分）

○大森市民課長

決算状況の中の保険給付の状況を見てもらったらわかるんですが、平成29年度の中で平成28年度は38億1000万程度あったんですが、平成29年度決算見込みでは36億6000万程度に下がっております。これは、糖尿病並びに精神疾患、がん疾患の医療費がかなり下がっておりまして、ちょっと来年30年度はその予測がどうなるかこれは決算見てみないとわからないんですが、平成29年度が確かにこういう状況で下がっておりまして、今後もこういう状況が続けば、国民健康保険財政は健全な運営ができると思っております。

○源委員

今、加入世帯数の見込みについてお尋ねしたいと思うんですけど。いわゆる団塊というか昭和22年生まれから24年までの方が、うちの親がそれで今年70になるんですけど、その世代が今ちょうど国保に加入されてる方が多くて、これが今度

75歳過ぎたら当然後期高齢者に入っただけでこられると思いますんで、あと5年ぐらいしたら、恐らく加入世帯数って、一気にこう、かくんと再来年ぐらいからだんだん減ってくるんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、見込みというとなかなか都道府県に、一体化したにしても2年後、3年後がどうなるかよくわからないという状況ではあるんですが、加入世帯の見込みについてわかりましたらお願いします。

○大森市民課長

加入世帯の状況なんですが、国民健康保険の世帯数は先ほど言いましたように、毎年200世帯、被保険者は500人程度減少しております。反対にその方が後期になった場合に、後期高齢者に当然するわけなんですが、後期高齢者の被保険者の推移におきまして、平成32年度からは段階的に下がっていく推移が予測されております。

○源委員

ありがとうございます。もう1点、やっぱり国保税値上がりする、税率が上がるということは、市民の皆さんにとって非常に直結する問題だと思うんですけど、県からちょうどことしの1月ぐらいに、西予市これぐらいにしなさいみたいな形で示された金額がちょっと見たら8万5947円というのが県から示された数字だったのではないかと思います。これがもし今後、しばらく先の話にはなると思うんですけど、愛媛県全体で統一化した場合に、必要になるのが9万4501円。これが平成28年度ベースで、平成30年度の算定予測だと9万1000円なんで、西予市まだまだ実際西予市一般会計からの繰り入れを含めて県内他市に比べたら非常に安い。特に隣の八幡浜市さんが割と国保高いんでよく比較になるんですけども、当然県内同一保険料ということになると、今後少しずつやっぱり値上がりしていくのではないかとこのように思われるんですけども、そのあたりまだまだ国の方針が余り固まってないところでお尋ねするのあれなんですけれども、見込みに関してはおわかりになりましたら説明をお願いしたいと思います。

○大森市民課長

標準保険料、今源議員が言われたとおり、平成30年度愛媛県が示されております西予市の金額は8万5000円と示されております。当然将来統一される方向で話がありますが、ただ今現段階では先ほど申しましたように、いつから統一されていう

のはまだ示されていない状況でございますが、それが、そこまでは一応近い数字にあげておかないと、急に上げるわけにはいきませんので、今回は2箇年の見込みで保険税の改定をお願いしているところでございますが、2年後にまた状況鑑みながら、改定につきましても検討していきたいと思っております。

○源委員

国民健康保険を都道府県が所管するというのは実を言うと結構国民皆保険制度の大きな変更点だと思いますし、一般の方からすれば、例えば国民健康保険ってどの市町村行っても結構同じだっと思われてる方が多いと思うんです。引っ越しをしてなければという前提なんですけれども、こういった西予市の場合、値上げという形になりますが、まだ県内他市と比較すれば、比較的まだ保険税は低く抑えられている状況ではありますので、そのあたりも値上げ、特にやっば今こういう時代状況で、そういった負担増ということに関しては非常に皆さん敏感に感じられると思いますので、そのあたりも含めて、丁寧な説明をお願いしたいと思っております。

○山本委員長

また、今後の取り組みで対応をお願いします。

○中村敬治委員

もう1回聞きますけれども、資料2ですね。この分の介護については、これは40歳から64歳までの人を対象とした表になっているということですかね。65歳からの分はどうなるんですかね。これについてちょっと。

○大森市民課長

65歳からの介護保険料につきましては所管が長寿介護課になってきますので、市民課でわかりかねますので、差し控えさせていただきます。

○山本委員長

先ほどもありましたとおり、所管課が違いますので、そのようなことでまた該当所管課に中村敬治委員、質問をお願いします。

質疑はもうよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第74号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員

の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」市民課所管分、議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」及び議案第81号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、関連がありますので、一括議題といたします。

大森課長の説明を求めます。

○大森市民課長

それではまず議案第79号からご説明をさせていただきます。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第1号)」の市民課所管分につきまして、補正予算書に基づきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の16ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1億8499万に対して、324万5000円を増額いたしまして、1億8823万5000円とするものとするものでございます。この増額分につきましては、本庁市民課及び支所生活福祉課職員の人事異動に伴います職員給与費に係るものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1593万3000円の減額補正のうち、当課の該当分は、28節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で571万2000円を減額補正させていただいております。この繰出し事業につきましては、国民健康保険特別会計補正予算でご説明をさせていただきます。

続きまして、19ページをごらんください。

7目人権対策費でございますが、2107万1000円に25万5000円を増額いたしまして、2132万6000円とするものです。この増額につきましては、職員の人事異動に伴います職員給与費に係るものです。

9目後期高齢者医療費、28節繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰出事業に228万2000円を増額補正させていただきました。この繰出事業につきましては、後期高齢者医療特別会計

補正予算でご説明をさせていただきます。

以上で、議案第79号「西予市一般会計補正予算（第1号）」の市民課所管分のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号「西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8514万4000円から571万2000円を減額し、7943万2000円とするものです。本庁市民課、税務課、各支所生活福祉課職員の人事異動に伴います職員給与費に係るものです。

前ページの7ページの歳入をごらんください。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金といたしまして、歳出571万2000円の減額補正と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第80号「西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第81号「西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをごらんください。

歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2532万5000円に228万2000円を増額いたしまして、2760万7000円とするものです。後期高齢者医療の庶務事業の201万8000円でございますが、これは、職員の産前産後休暇並びに育児休暇職員のための代替職員の任用にかかる費用でございます。また、職員給与費26万4000円でございますが、人事異動によるものでございます。

前ページの6ページをごらんください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、事務費繰入金として、歳出と同額の228万2000円を予算計上させていただきました。

以上で、議案第81号「平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」のご説明とさせていただきます。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長

大森課長の説明は終わりました。

これより3議案の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

まずは、議案第79号についてお諮りをいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第80号についてお諮りをいたします。

議案第80号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第81号についてお諮りをいたします。

議案第81号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時53分）

【環境衛生課】

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前10時56分）

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」環境衛生課所管分を議題といたします。

佐々木課長の説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

それでは、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」環境衛生課所管分につ

いてご説明をさせていただきます。

予算書21ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の9376万4000円を401万4000円減額し、8975万円とするものです。この減額分については、人事異動に伴う環境衛生課の職員給与費に係るものであります。

次に、予算書の22ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の5億5522万円を20万3000円減額し、5億5501万7000円とするものです。この減額分については、人事異動に伴う野村クリーンセンターの職員給与費に係るものであります。

以上で、環境衛生課所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

佐々木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

ただいま説明のあった議案の内容とはちょっとはずれるんですけれども、所管かなと思うんでお尋ねするんですけれども、西予梶原発電事業ですね。これの電源開発が進めておると思いますが、そういうものに対する何か環境面でのいろいろ西予市に対する問い合わせというか、前の三瓶の産業廃棄物の焼却場については、県から意見照会が2回ほどあったと思いますが、そういうような法的な手続の中で、大規模な風力発電ですので、その辺西予市の参画をするというか意見を言うというところはあるのかなのか。その辺ちょっと直接今回の議案とは関係ないんですけれども、環境衛生課ということになりますので、何か、そういう環境問題でいろいろどこも今まで風力発電であれば、狩江地区からの反対運動もあったように、いろいろ西予市内で建設されるものですから、密接な関係があるんじゃないかと思っておりますので、わかる範囲で構いませんので説明願ったらと思います。

○山本委員長

佐々木課長、議案直接は離れますので。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時00分）

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前11時00分）

○藤井生活福祉部長

中村議員からいただきました、梶原の関係でございますが、所管が経済振興課でございますので、情報提供はいただいておりますが、所管が違っておりますので、この件に関しましては、答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○井関副委員長

野村クリーンセンターの件に関してなんですけど、今使用しなくなってから日がたってきておりますが、煙突の上部の辺が結構壊れてきているんじゃないかなと感じているんですが、あれなんか撤去するような予定とかはあるんですか。

○佐々木環境衛生課長

西予市の公共施設の計画の中で、取り壊し等を含めて検討することとなっておりますので、その辺の計画の中で検討していきたいと考えております。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時02分）

【健康づくり推進課】

○山本委員長

再開いたします。（再開 午前11時04分）

次に、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」健康づくり推進課所管分について議題といたします。

沖村課長の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、健康づくり推進課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づきご説明申し上げます。

予算書21ページをお開きください。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の3億5118万3000円から1518万5000円を減額補正して、3億3599万8000円とするものでございます。これは、人事異動により、健康づくり推進課職員を初めとする職員給与費2名分を減額したものであります。

以上、一般会計補正予算（第1号）の健康づくり推進課所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○山本委員長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第79号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第1号）」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山本委員長

挙手全員により、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案についての審査は、全て終了いたしました。

これにて閉会をいたします。

閉会 午前11時07分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長